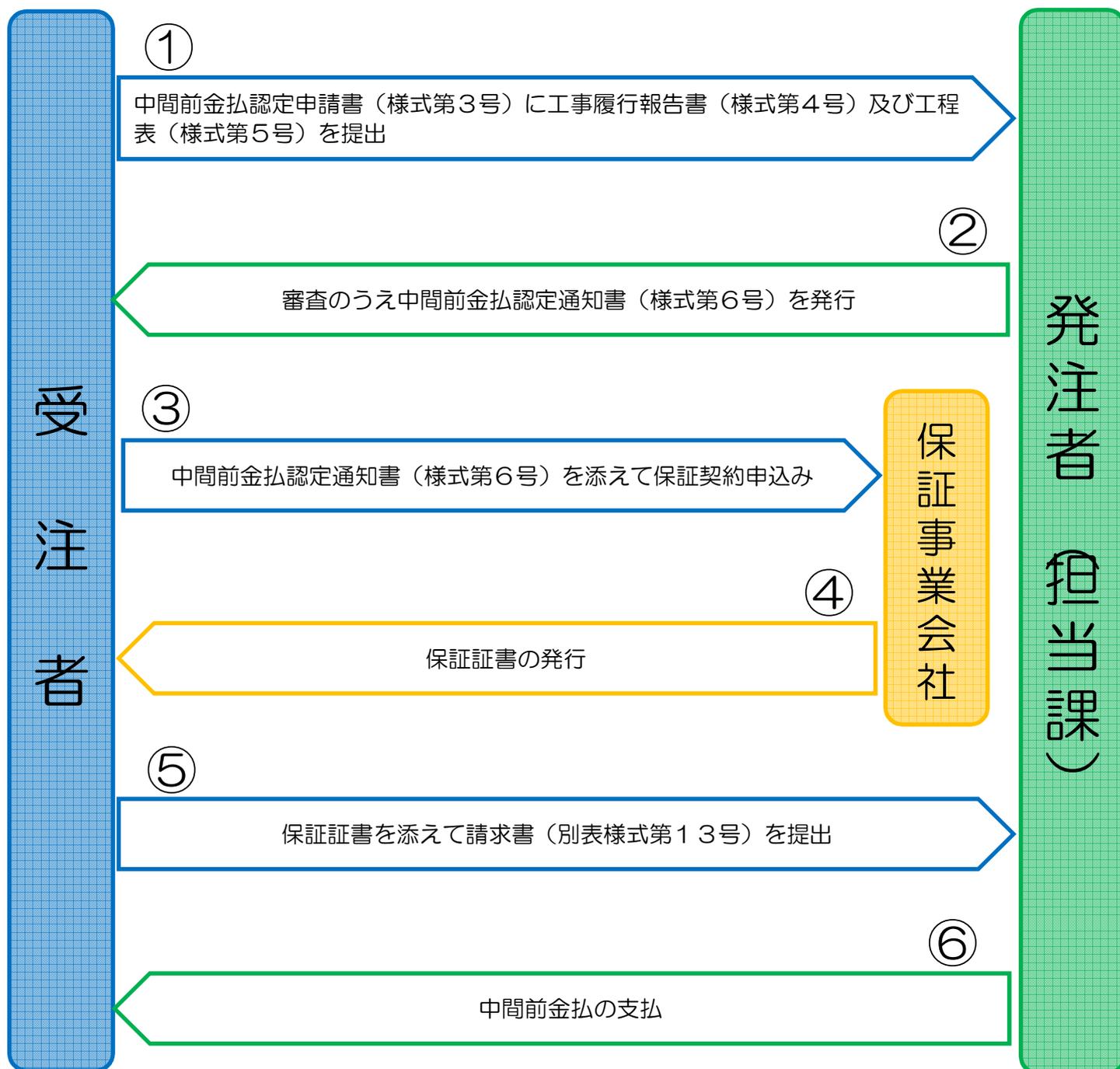


【中間前金払に係る事務手続きフロー図】



★ 中間前金払の対象となる工事は、次の全てを満たすものです。

- (1) 1件の請負代金額が500万円以上であること。
- (2) 既に前金払を支出していること。
- (3) 工期の2分の1を経過していること。
- (4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (6) 町へ保証事業会社が交付する中間前払金保証証書を寄託すること。